

「降積雪期における防災体制の強化等について」のポイント (令和3年11月26日付中央防災会議会長通知)

大臣官房地方課災害総合対策室

本格的な降積雪期を迎えるに当たり、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図る。

1. 大雪、暴風雪等の発生に備えた災害初動体制の確立等

- 大雪、暴風雪等により、大きな被害が予測される場合は、地方公共団体に事前に情報連絡要員を派遣する等連携を強化する
- 非常用発電機の設置及び燃料の備蓄による電源の確保と定期的な保守・点検等の対策を講じる
- クラスターが発生しないよう、新型コロナウイルス感染防止策を講じる
- ホームページ、SNS等の多様な情報伝達手段を活用する
- 雪崩防止施設等の巡視・点検の徹底により、道路交通の安全確保を図る
- 工事等の一時的な中断等関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、関係事務の弾力的な運用を促す等の取組を推進する
- 災害救助法を適用した際、応急救助の一環で、障害物の除去として実施した家屋の雪下ろしの費用は国庫補助の対象となり得る

2. 大雪、暴風雪等における住民等に対する普及啓発・注意喚起等

- 運転する場合は、点検整備を確実にいき、スタッドレスタイヤを装着等する
- 早期避難、早期の救助依頼、車両内で待機時のマフラーの定期的除雪及び適切な換気、車を離れる場合にはドアをロックせず、キーを車内の目立つ場所に残すこと等が重要である

3. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起

- 雪下ろし等除雪作業中の留意点（作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定等）について、注意喚起を行う

4. 除雪体制等の整備

- 大雪が発生した場合、必要となる人員及び機材を継続的に維持することができるよう配慮し、建設機械等の除雪への活用を迅速に行える体制を整える

5. 雪崩等に対する警戒避難体制の確立

- 防災気象情報等に留意するとともに、降積雪の状況等を的確に把握し、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡視を行う
- 国が所有する研修所、宿泊施設等について避難所としての貸出に協力するとともに、所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼する

6. 要配慮者及びその関連施設に対する非常時及び緊急時の適切な情報収集、警戒避難体制の整備